

諮問日：平成30年1月15日（平成29年度（最情）諮問第76号）

答申日：平成30年6月15日（平成30年度（最情）答申第16号）

件名：調書決定事務処理要領の開示判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「民事訴訟規則第50条の2（調書決定）の手續，調書等の事務・様式に関する規定の全て」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，別紙記載1の文書を開示した判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が平成29年1月30日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

別紙記載1の文書には，文書番号（主管局課）及び配布先の記載がなく，実質的に開示しないのと同様である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所は，本件開示申出に対し，別紙記載の各文書（以下，併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し，別紙記載1の文書を開示するとともに，別紙記載2の文書に係る情報の一部を提供した。探索の結果，本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書はない。

苦情申出人は，別紙記載1の文書に文書番号等の記載がなく，実質的に開示しないのと同様である旨を主張するが，これらの記載の有無によって，原判断の当否が左右されるものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年1月15日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年3月23日 審議
- ④ 同年5月25日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、探索の結果、本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書はないとのことであり、本件対象文書の性質等に照らせば、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

苦情申出人は、別紙記載1の文書に文書番号等が記載されていないと主張するが、平成24年12月6日付け最高裁秘書第003546号秘書課長通達「最高裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」等の規定に照らして検討しても、これらの記載の有無によって文書の成否が左右されるものではなく、本件の結論には影響しない。

したがって、最高裁判所において、本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人

別紙

- 1 調書決定事務処理要領
- 2 民事書記官実務必携